

# 令和2年度 西成区社会教育関連学習会等助成事業要項

令和2年5月1日  
西成区役所  
大阪市教育委員会

## ◇西成区社会教育関連学習会等助成事業とは

地域教育、人権教育、生涯学習、生涯スポーツなど社会教育に関する学習会を、区役所と協働して実施する場合に、区役所が講師謝礼等を一部負担する事業です。

## ◇助成の対象団体・グループ

区内で日常的に自主的な活動をしている次のような団体・グループが、社会教育に関する学習会を行う場合が対象となります。

○対象：幼稚園・学校のPTA、ボランティアグループ、サークル、NPO法人等、西成区において生涯学習や社会教育に関する活動を行っている非営利の団体・グループ

※次のような活動を行っている団体・グループは、助成の対象となりません。

- ・特定の政党や、その他の政治団体の利害に関する活動  
(公の選挙にかかわって特定の候補者を支持したり反対したりする活動など)
- ・特定の宗教の普及を目的とした活動(教義内容の学習会など)
- ・営利目的で行われる活動(材料費などの実費以外の受講料を参加者から徴収する活動)
- ・公序良俗を乱すおそれのある活動
- ・その他、事業趣旨にふさわしくない活動

## ◇対象となる学習会の条件

- 令和2年8月1日(土)～令和3年2月28日(日)に実施する学習会であること
- 1回1時間以上であること
- 団体・グループの会員を対象とし、おおむね15人以上で開催すること  
(ただし、西成区民であれば、団体・グループの会員以外の参加者を募ってもかまいません)

## ◇対象となる学習内容

### ①地域教育に関する内容

地域や家庭における子どもの育み、今日の子どもたちをめぐる課題についてなど。

例：親子で学ぶ防犯教室～地域安全マップづくり～

子どもの自尊感情を育てるほめ方・しかり方

子育て中の保護者のためのストレスマネジメント

地域でまもろう～子どもの虐待防止について～ など

### ②人権教育に関する内容

社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく課題、同和問題、平和・環境問題、個人情報の保護など。

例：「虐待」「いじめ」など、子どもをとりまく人権の課題

男女共同参画社会について、女性をめぐる社会制度と法律

みんなが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

お互いを尊重しあう人間関係づくり、コミュニケーショントレーニング など

③生涯学習に関する内容

だれもが学ぶことのできる、さまざまな学びにつながる機会場の場づくりについてなど。

例：シニアのためのインターネット活用法

子どもと学ぶ法律教室

社会人のための勉強とは？

いろんな言語にふれるラウンドテーブルディスカッション など

④生涯スポーツに関する内容

健康に毎日を過ごし、生きがいをもてるきっかけとなるようなスポーツ体験など。

例：地域で取り組むニュースポーツ講座

親子で体験するヨガ教室

大人のためのラジオ体操

球技から学ぶチーム力とコミュニケーション力アップについて など

◇助成の対象となるもの

①講師に対する謝礼金

助成できる謝礼金の金額は、下部「報償金基準表」のとおりです。

②一時保育謝礼

一時保育とは、保護者が学習会を受講している間、子どもを別室で保育ボランティアグループに預けることをいいます。グループへの依頼と保育場所の確保を行ってください。助成できる謝礼金の金額は、下部「報償金基準表」のとおりです。

※ 1 団体・グループが 2 回以上助成を受けることも可能ですが、1 団体・グループあたり 36,000 円 (税込) までの助成となります。

※講師謝礼及び一時保育謝礼について、必ずしも申請どおりの額が助成されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

※ 学習会や一時保育にかかる会場等の使用料は助成対象外です。

◇報償金基準表 (原則として太字の金額を適用します)

区分	1 時間あたりの金額 (税込)	職 別
講 師	<b>7,100</b> ~ 11,400 円	大学教授、中央官庁の局長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、ジャーナリスト など
	<b>6,200</b> ~ 9,500 円	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例：〇〇研究所の所長、NPO 代表 など
	<b>5,200</b> ~ 7,600 円	大学講師、中央官庁の課長補佐、元市 (区) PTA 協議会役員 例：〇〇研究所のメンバー、NPO 役員 など
	<b>4,300</b> ~ 5,700 円	団体役員、中央官庁の主任、民間の技術者 例：ボランティアグループのメンバー、大阪市以外の教員
本市職員	0 円	

※本市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準じています。

保 育	<b>1,000</b> ~ 1,500 円	保育ボランティアグループのメンバー ※必ずグループに所属している方に依頼してください。
--------	------------------------	--

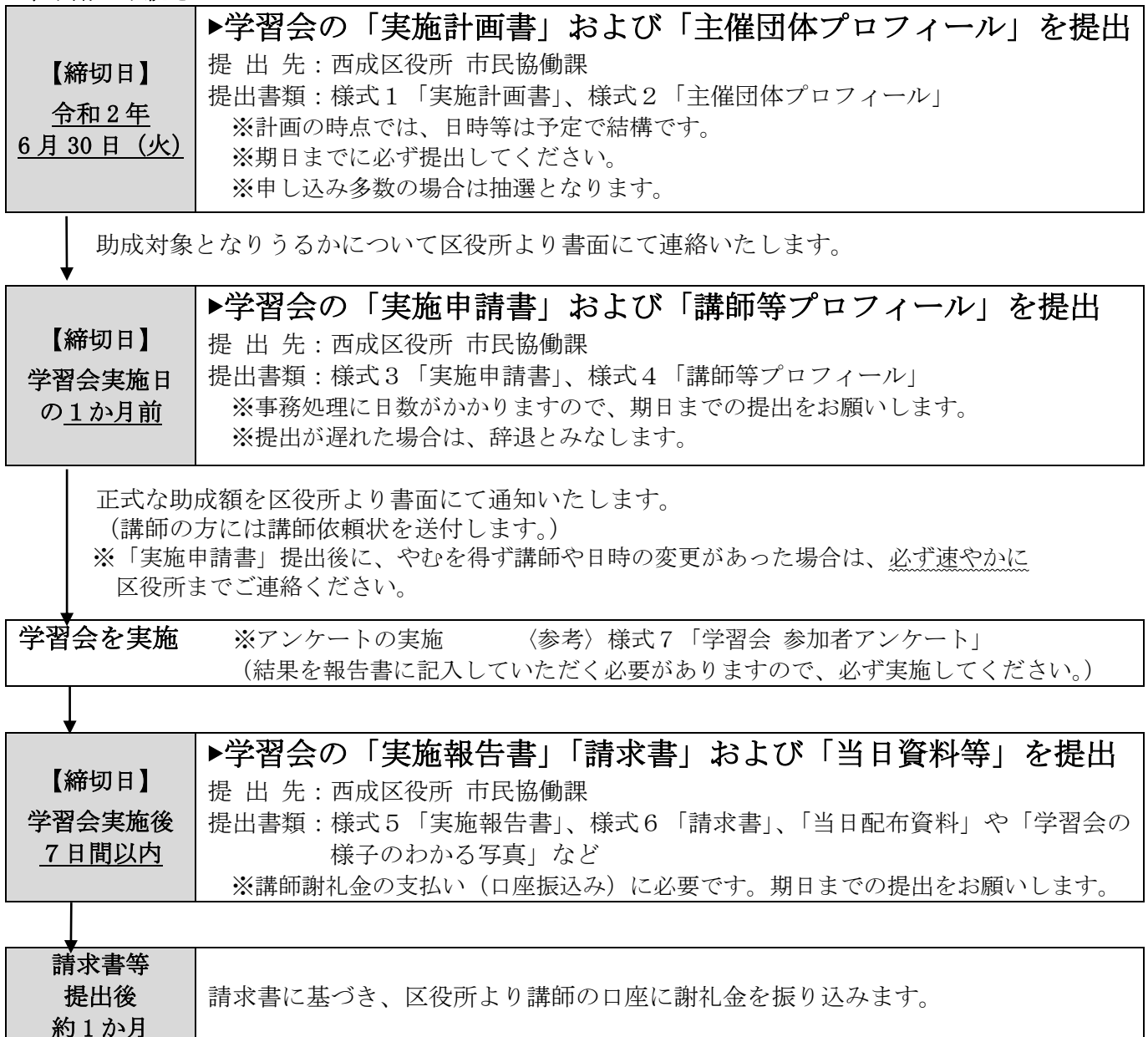
- 【注1】座談会形式の学習会での講師謝礼金は、基準額の8割以内の額とします。  
また、講師補佐（助手）については、基準額の5割以内の額とします。
- 【注2】講師が同一内容の講義等を2回以上行う場合は、2回目以降の謝礼金は減額となります。  
(減額率等の詳細については、お問い合わせください)
- 【注3】原則として、講義1時間あたりの単価は、「報償金基準表」の太字の額になります。特別の事情がある場合は、当該講師の業績、著名度、他の講師との均衡などを考慮して、単価の幅の範囲内において個々に区役所が決定します。  
なお、報酬額は15分単位で適用します(100円未満の端数は四捨五入)。
- 【注4】謝礼金の手取額は、原則として所得税等を差し引いた額となります(個人口座に振り込みの場合)。学習会終了後、提出いただいた請求書をもとに、区役所より講師の口座に振り込みます。

(参考) 助成の一例

大学教授と講師補佐(技術者)に2時間の学習会を頼んだ場合(税込額)

- |            |                        |   |            |
|------------|------------------------|---|------------|
| ・教授分(講師)   | @7,100円×2時間=14,200円    | } | 合計 18,500円 |
| ・技術者(講師補佐) | @4,300円×0.5×2時間=4,300円 |   |            |
- (講師補佐の謝礼金は基準の5割以内)

◇申請の手続き



◇その他 注意事項

- ①主催団体・グループの会員が講師をつとめる場合は、助成対象となりません。
- ②いくつかの団体・グループが合同で実施する場合も助成の対象となります。
- ③講演会、シンポジウム以外の形式でも助成可能な場合があります。  
(ワークショップ、講演とイベントの複合事業 など)
- ④「実施計画書」等の提出締切後でも助成可能な場合がありますので、ご相談ください。
- ⑤本市が、事業実施にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例に則り、厳正に取り扱います。各団体・グループにおきましても、個人情報の適切な取り扱いをお願いいたします。

問い合わせ・書類提出先

**西成区役所 市民協働課**

〒557-8501

大阪市西成区岸里 1-5-20

西成区役所 7階 73番窓口

電 話 : 06-6659-9734

F A X : 06-6659-2246